

報道関係者 各位

令和8年4月28日

【照会先】

徳島労働局労働基準部健康安全課  
課 長 岡田 英樹  
主任地方産業安全専門官 松村 啓之  
(電話) 088-652-9164

## 令和7年の労働災害発生状況について

～死亡者数は前年（令和6年）より1人増の10人となり、  
死傷者数は、前年（令和6年）より37人増の860人～

徳島労働局（局長 亀井 崇）では、このたび、令和7年1月1日から同年12月31日までの労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。

### 令和7年の労働災害発生状況

- 死亡者数  
10人（前年より1人増加）
- 休業4日以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。以下、単に「死傷者数」といいます。）  
860人（前年より37人・4.5%増加）
- ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを含めた死傷者数は、  
891人（前年より81人・8.3%減少）
- ※ それぞれの推移は、別紙1「徳島県における労働災害の推移」参照

徳島労働局では、労働災害を減少させ、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、引き続き「徳島第14次労働災害防止推進計画」に基づく各種取組を推進するとともに、昨年5月に公布された改正労働安全衛生法等の内容の周知啓発を推進していきます。

## 1 死亡者数

死亡者数は、前年より1人増加し10人となりました。

業種別の内訳は、別紙1-2のとおりですが、建設業3人、林業1人、第三次産業2人（社会福祉施設、警備業）、前記以外の業種4人（その他の運輸交通業2人、農業2人）でした。

事故の型別では、2メートル以上からの墜落・転落2人、激突され2人、交通事故2人、転倒1人、掘削用機械とともに転倒1人、熱中症1人、おぼれ1人でした。

## 2 死傷者数（新型コロナウイルス感染症へのり患によるもの除く。）

死傷者数は、前年（823人）から37人増加し860人（対前年比+4.5%）となりました。

業種別の内訳は、別紙1-3のとおりですが、件数の多い順に、社会福祉施設が85人（前年比+13人・+18.1%）、小売業が84人（前年比△1人・△1.2%）、道路貨物運送業が66人（前年比+8人・+13.8%）、医療保健業が66人（前年比+23人、+53.5%）となりました。

（参考）主な業種別の死傷者数・対前年の状況（人）

別紙1-3より抜粋

業 種		令和6年	令和7年	対前年比
製 造 業	食料品製造業	46	43	-6.5%
	化学工業	22	23	+4.5%
	金属製品製造業	20	10	-50.0%
建設業		110	130	+18.2%
	道路貨物運送業	58	66	+13.8%
運輸交通業		61	72	+18.0%
第 三 次 産 業	小売業	85	84	-1.2%
	医療保健業	43	66	+53.5%
	社会福祉施設	72	85	+18.1%

事故の型別では、別紙2のとおりですが、件数の多い順に、転倒が221人（前年比△15人・△6.4%）、墜落・転落が146人（前年比+17人・+13.2%）、動作の反動・無理な動作が124人（前年比+3人・+2.5%）、はさまれ・巻き込まれが86人（△10人・△10.4%）となりました。

（参考）主な事故の型別の死傷者数・対前年の状況（人）

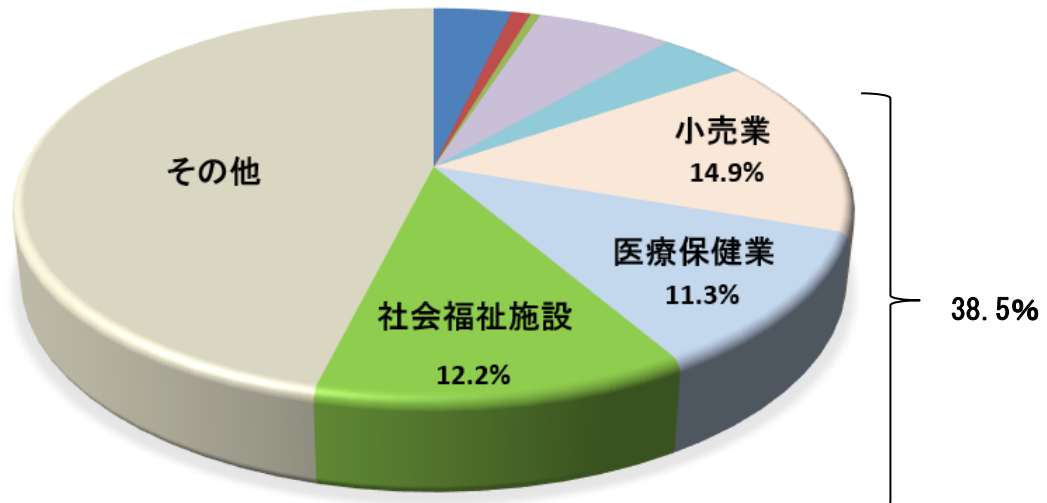
別紙2より抜粋

業種	令和6年	令和7年	対前年比
転倒	236	221	△6.4%
墜落・転落	129	146	13.2%
動作の反動・無理な動作	121	124	2.5%
はさまれ・巻き込まれ	96	86	△10.4%

また、転倒災害について、多く発生している業種は小売業、社会福祉施設及び医療保健業となっており、これら3業種で発生した転倒による死傷者数は、業種全体の転倒災害の38.5%を占めています。

主な業種別の転倒災害発生状況（人）

食料品製造業	化学工業	金属製品製造業	建設業	道路貨物運送業	小売業	医療保健業	社会福祉施設	産業計
8	2	1	14	9	33	25	27	221
3.6%	0.9%	0.5%	6.3%	4.1%	14.9%	11.3%	12.2%	100%



（参考）新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを含む死傷者数

新型コロナ患者を含む死傷者数は、前年（972人）から81人減少し891人（対前年比△8.3%）となりました。

業種別の災害発生状況（人）については別紙1～4のとおりです。

### 3 徳島労働局の取り組み

こうした状況を踏まえ、徳島労働局では、引き続き、「徳島第 14 次労働災害防止推進計画」に基づく各種取組を推進しています。（概要は別紙 3）

また、死亡などの重篤な災害の防止対策には、特に建設業における墜落・転落災害に重点を置いて、高所作業の削減をはじめ、安全な作業床の設置や高所作業車の使用等、リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置に取り組むよう指導してまいります。

死傷災害については、特に高年齢者の労働災害防止、取り分け転倒などの労働者の行動に起因する労働災害防止が重要です。

転倒災害が多く発生している小売業、社会福祉施設及び医療保健業等の第三次産業を中心に、昨年 5 月に公布された改正労働安全衛生法等に基づき、令和 8 年 4 月から施行された「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知啓発及び指導を行うとともに、対策に活用できるエイジフレンドリー補助金（例年 5 月から募集）の活用勧奨を図ってまいります。（概要は別紙 4）